

令和4年度資金管理方針

1 趣 旨

この方針は、県が保有する資金を適正に管理するとともに、金融環境の変化等に応じて柔軟かつ効率的に資金の運用・調達を行うため、毎年度、資金管理委員会において、基本的な事項を定めるものである。

2 資金収支

(1) 基本的考え方

日々の資金収支から年間のキャッシュフローを予測した精度の高い資金水準表を用いて、最良の資金調達・運用を行う。

(2) 見通し

資金水準は、出納整理期間の5月末にかけて、事業費確定に伴う支出等により、マイナス水準に近づくことが見込まれる。

まず、4月1日に支出される制度融資資金貸付金や4月下旬から5月下旬にかけて、退職手当や出納整理期間中の事業費確定に伴う支出等により低下した後、5月末以降、法人二税、自動車税等の県税収入や普通交付税の収入により大きく上昇する。

下半期は、9月末の県債償還、10月の上期分事業費の支出等により低下した後、11月上旬の普通交付税の収入、11月末以降の法人二税等の収入により再び上昇するものの、12月以降、期末勤勉手当や事業費確定に伴う支出等により資金水準が低下する見通し。

なお、歳入の下振れ等により資金不足となる場合には、他会計からの借入や当座借越を中心として、適正な資金水準の確保に努める。

3 資金運用

(1) 基本的考え方

公金の保全を最優先し、かつ有利な方法により運用を行う。運用方法は、資金の種類や運用可能な期間を考慮し、預金又は債券購入・債券現先とする。

(2) 歳計現金等（歳計現金、歳計外現金）

ア 預金

歳計現金等の支払準備金については、資金の性格から、指定金融機関の当座預金又は、普通預金に保管する。

ただし、歳出予算の執行に支障がなく相当の運用期間が見込める場合は、定期性預金により積極的に運用する。預金先は、金融機関からの引き合いにより決定し、ペイオフ対策として、預金枠は、原則、証書県債債務の範囲内とする。

イ 債券

国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

(3) 基金

ア 預金

基金については、数ヶ月から1年程度の運用が可能であるため、定期性預金を中心に運用する。預金先は、金融機関からの引き合いにより決定し、ペイオフ対策として、預金枠は、原則、証書県債債務の範囲内とする。

【定期性預金による運用状況】 (R4.3.1時点)

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
R1 実績	0.018%	1,654 億円	30 百万円
R2 実績	0.012%	1,560 億円	18 百万円
R3 見込	0.003%	1,770 億円	6 百万円

イ 債券

国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

県債管理基金（特別会計分）については、長期間の運用が確実に見込めるため、債券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債）により運用する。

【債券による運用状況】 (R4.3.1時点)

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
R1 実績	0.290%	230 億円	67 百万円
R2 実績	0.263	283 億円	74 百万円
R3 見込	0.242	333 億円	80 百万円

4 資金調達

(1) 基本的考え方

資金調達コストの低減に努めながら、安定的に所要資金を調達する。

なお、年度内に支払資金が不足する場合は、一時借入を基本とするが、不足する期間や金額に応じ、県債の前倒し発行も検討する。

(2) 県債

【県債発行の考え方】

県債の資金は、長期かつ安定的な調達が可能な公的資金と、発行額の制約が少なく発行時期と償還年限を比較的柔軟に決められる民間資金を組み合わせる。

公的資金については国との起債協議において積極的に調達額を確保し、民間資金については調達コストの低減や金利変動リスクの分散を図るため、調達手法の多様化と発行時期の平準化に取り組む。

償還年限については、各年限のメリットをバランス良く享受できるよう、令和4年度においても、引き続き現行の発行比率(*)で調達を行う。なお、金融情勢の変化に応じて柔軟に対応する(償還年限バランスや発行時期の見直し、変動金利方式の導入検討など)。

*短期・中期債(10年債未満)：長期(10年債)：超長期債(10年債超)＝1：1：1

【年度別実績・見込(民間資金・全会計)】 (単位：億円)

区分	市場公募		銀行等引受	計
	共同発行	全国型個別		
R2 実績	300	400	2,403	3,103
R3 実績(見込)	300	400	1,649	2,349
R4 計画	300	500	1,500	2,300

ア 公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、国の予算等貸付金債）

公的資金は、原則として事業完了後の借入れとなるため、3月及び5月の借入れを予定する。

イ 民間資金

①市場公募債

○共同発行債（10年債）

発行時期の平準化を図るため、上半期を中心に年6回に分けて発行する。

*共同発行債：37の地方公共団体が共同で発行する債券。平成15年4月から発行。

*金融機関等を通じて投資家から公募し、以下の考え方により金利を決定。

国債金利（基準金利）＋スプレッド（市場実勢などを反映した上乗せ幅）

○全国型個別公募債

発行時期の平準化と金利変動リスクの分散を図るため、上半期を中心に、5年満期一括償還債、10年満期一括償還債、20年定時償還債を発行する。

*金融機関等を通じて投資家から公募し、以下の考え方により金利を決定。

国債金利（基準金利）＋スプレッド（市場実勢などを反映した上乗せ幅）

②銀行等引受債

発行時期の平準化と発行額の確保を図るため、下半期を中心に、入札方式又は相対方式により、毎月50億円から150億円程度を各金融機関から調達する。

また、将来にわたって安定的に資金調達を行うことを目的として、新たに県内投資家向けの県債を発行する。

※相対方式：市場実勢を反映させるため、県と指定金融機関との間で、金利決定方法を協議し取引金利を決定。

ウ フレックス枠

資金調達予定額の一部（300億円）をフレックス枠とし、時期や年限、一回当たりの発行額等を予め定めずに、市場環境や投資家の需要等に応じ、機動的に市場公募債や銀行等引受債を発行する（外貨建て国内債、10年定時償還債及び30年定時償還債を想定）。

○外貨建て国内債

円建て債と比較し、起債事務負担を増やすことなく、コストメリットを享受できる場合があることから、外貨建て国内債の発行について令和3年度に引き続き令和4年度も検討を継続する。

○10年定時償還債及び30年定時償還債

10年定時償還債の発行継続を検討するほか、今後の金利上昇リスク・借換えリスクの軽減化を図るため、新たに30年定時償還債の発行を検討する（従来、超長期債は20年定時償還債のみ）。

(3) 一時借入

支払資金の不足期間と不足額に応じ、有利な調達手法を選択することにより、一時借入金利子の抑制に努める。

(4) 繰替運用

上記のほか、他会計・基金の短期運用レートが歳計現金の調達レートを下回る場合においては、年度内の繰替運用を検討する。

5 出資団体の資金調達

出資団体が資金調達をする際に、可能な限り県の損失補償を伴わない形で行えるように調整するとともに、調達コスト削減や資金運用の効率化が図られるように指導する。